

平成21年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成21年3月24日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成21年3月24日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成21年度周防大島町一般会計予算(委員長報告)
- 日程第2 議案第2号 平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第3 議案第3号 平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第4 議案第4号 平成21年度周防大島町老人保健事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第5 議案第5号 平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第6 議案第6号 平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第7 議案第7号 平成21年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第8 議案第8号 平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第9 議案第9号 平成21年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第10 議案第10号 平成21年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第11 議案第11号 平成21年度周防大島町公営企業局企業会計予算(委員長報告)
- 日程第12 議案第23号 周防大島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について(委員長報告)
- 日程第13 議案第24号 周防大島町地区体育館設置条例の制定について(委員長報告)
- 日程第14 議案第33号 周防大島町介護保険条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第15 竜崎温泉調査特別委員会の設置について
- 日程第16 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係)
- 日程第17 議案第49号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)(質疑・討論・採決)
- 日程第18 議案第50号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)(質疑・討論・採決)
- 日程第19 議案第51号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)(質疑・討論・採決)
- 日程第20 議案第52号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第4号)(質疑・

討論・採決)

日程第21 議案第53号 周防大島町公営企業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の
制定について

日程第22 同意第1号 周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号 平成21年度周防大島町一般会計予算(委員長報告)

日程第2 議案第2号 平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告)

日程第3 議案第3号 平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報
告)

日程第4 議案第4号 平成21年度周防大島町老人保健事業特別会計予算(委員長報告)

日程第5 議案第5号 平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告)

日程第6 議案第6号 平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告)

日程第7 議案第7号 平成21年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告)

日程第8 議案第8号 平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告)

日程第9 議案第9号 平成21年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報
告)

日程第10 議案第10号 平成21年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告)

日程第11 議案第11号 平成21年度周防大島町公営企業局企業会計予算(委員長報告)

日程第12 議案第23号 周防大島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について(委
員長報告)

日程第13 議案第24号 周防大島町地区体育館設置条例の制定について(委員長報告)

日程第14 議案第33号 周防大島町介護保険条例の一部改正について(委員長報告)

日程第15 竜崎温泉調査特別委員会の設置について

日程第16 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係)

日程第17 議案第49号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)(質疑・討論・
採決)

日程第18 議案第50号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(質疑・討論・採決)

日程第19 議案第51号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)(質
疑・討論・採決)

日程第20 議案第52号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第4号)(質疑・

討論・採決)

日程第21 議案第53号 周防大島町公営企業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の
制定について

日程第22 同意第1号 周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて

出席議員(20名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
9番 田村 三郎君	10番 尾元 武君
11番 中村 美子君	12番 中本 博明君
13番 魚谷 洋一君	14番 平川 敏郎君
15番 松井 岑雄君	16番 安本 貞敏君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 吉岡 信二君	書記 平田富久代君
書記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	教育長	平田 武君
公営企業管理者職務代理者			河村 常和君
総務部長	岡村 春雄君	産業建設部長	斉藤 正明君
健康福祉部長	椎木 千明君	久賀総合支所長	山本 定雪君
大島総合支所長	嶋元 則昭君	東和総合支所長	鍵本 一和君

橘総合支所長 末永 健寿君
会計管理者兼会計課長 北杉 憲昌君
教育次長 村田 雅典君 総務課長 中野 守雄君
財政課長 奈良元正昭君 上下水道課長 松井 秀文君

午前9時30分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。昨日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

. . .

日程第1．議案第1号

日程第2．議案第2号

日程第3．議案第3号

日程第4．議案第4号

日程第5．議案第5号

日程第6．議案第6号

日程第7．議案第7号

日程第8．議案第8号

日程第9．議案第9号

日程第10．議案第10号

日程第11．議案第11号

日程第12．議案第23号

日程第13．議案第24号

日程第14．議案第33号

議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号平成21年度周防大島町一般会計予算から日程第14、議案第33号周防大島町介護保険条例の一部改正についてまでの14議案を一括上程し、これを議題とします。

3月9日、10日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会報告書が提出されておりますので、14議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。魚谷議員。
総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会にお

ける議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月11日、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号のうち本委員会所管分及び議案第10号並びに議案第24号の付託議案3件について、全件とも全員賛成によりいずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました、その過程における発言等のうち主なものについて申し上げます。

まず、議案第1号平成21年度周防大島町一般会計予算について、総務課関係では、一般管理費において人事評価制度に関して年功序列はいけないという趣旨のものかとの質問に対し、今回導入を目指す人事評価制度は、職員の間には差をつけるためだけの評価ではなく、能力や仕事ぶりを評価して本人にその評価結果を開示することによって職員の能力開発を促進し、人材育成に役立てることが目的です。これが組織効率を上げ、住民サービスの向上につながるということを目指すものであるとの答弁でありました。

次に、消防費では、ハザードマップの作成のための地元説明会の時点で、安正保育園、旧田布施農林事務所橘支所は、避難所として指定されていなかったが、その後どうなったか、また土砂災害に適応しているのかとの質問に対して、安正保育園については、避難所としての承諾を得たが、旧田布施農林事務所橘支所は、常時職員がいないので避難所として適切ではないため承諾をとっていません。

なお、安正保育園は高潮に対する避難所であり、土砂災害には適応していないとの答弁がありました。

また、過疎・高齢化で消防団員の確保が難しくなっている、報酬を上げることはできないかとの質問に対し、報酬については全体的に考えていきたいとの答弁でありました。そのほかに非常持ち出し袋について、避難誘導看板についての発言がありました。

次に、政策企画課関係では、定額給付金事業に関して、定額給付金の支払い方法をどのように考えているのか、多くの住民が現金での支給を望んでいるように思われる、税務申告のように各地区の集会所に出向いての受給はできないかとの質問に対して、郵便で申請していただき、口座振り込みを原則としております。そのための手続は、できるだけ簡単になるよう実施したい、ただし、口座を持っていない方には現金払いを行うことになる。あくまでも口座振り込みを原則として実施していきたいとの答弁でありました。

地域振興費に関して、周防大島スカイカップに町民の参加者はいるのか、町民参加のない大会になぜ補助するのかとの住民の声があるが参加の状況はとの質問に対して、以前から数名程度であったと聞かすが、昨年は1名の参加者があったとの答弁でありました。

また、地域づくり活動補助金でどのような事業を行っているのかとの質問に対して、地域づくりに関するイベントの開催や交流事業など、地域の魅力を発揮する事業を行っているとの答弁がありました。

次に、財政課関係では、歳入歳出に関して大きく変わった点について説明してほしいとの質問に対して、歳入関係では、道路特定財源の一般財源化に伴い、平成21年度から従来の地方道路譲与税が地方揮発油譲与税となる。ただし、平成21年度については、平成20年度課税分が地方道路譲与税として、平成21年度課税分が地方揮発油譲与税として入ってくる。また、広義の地方交付税が平成20年度の交付見込み額と比べて約4,000万円の増額となっている。町債の6億2,740万円の増額は、臨時財政対策債と合併特例債による。合併特例債については、大島病院新築の繰出分、東和中学校の改築、陸上競技場の改修によるものである。

歳出関係では、財産管理一般経費において、指定管理に係る施設の修繕費と備品購入費を一括管理する目的で、修繕費500万円、備品購入費100万円を計上している。基金管理経費において、柳井地区広域事務組合の解散による配分金2億670万9,000円をふるさと創生基金に積み立て、公債費は元金、利子の合計で1億2,997万7,000円の減額となっている。今後、公債費と起債残高は徐々に減ってくる見込みであるとの答弁がありました。

次に、総合支所関係では、大島総合支所の備品購入費のテント等の購入予定数量について、またそれらの収納場所についての質問に対して、テント10張、机30脚、いす60脚とワイヤレスアンプである。収納場所は、旧建設課倉庫を予定しており、これらは古くなった備品の補充であるとの答弁でありました。

出張所経費の中で、報酬へ変更になっているが、役場職員OB等を雇うのかとの質問に対して、役場OB等にこだわることなく、広報で登録の公募を行っているとの答弁でありました。

また、台風襲来時などの災害に備えて総合支所には常時どれぐらいの土のうを用意しているのか、1袋当たりの単価は幾らかとの質問に対して、買う量により異なるが1枚単価は15円から35円程度、常時500枚程度のストックをしている。また久賀総合支所では、袋に真砂を詰めた状態で5から600程度用意しているとの答弁でありました。

さらに、出張所経費の報酬に関して、棕野・和田・白木が162万9,000円、油田・日良居が134万円となっている違いはということかとの質問に対して、蒲野、沖浦、油田、日良居の4出張所は、町職員1名、嘱託職員1名の体制で、棕野、和田、白木の3出張所は、嘱託員1名体制と考えており、住民サービスの万全を期し4月最初の1カ月は、2人体制で運営する。そのあたりでの差が出ているとの答弁でありました。

次に、税務課関係では、賦課徴収費の備品購入費8万円は、タイヤロック購入ということだが何台買うのか、また、これは軽自動車と普通車の両方できるのかとの質問に対して、1台で軽自

動車と普通車の両方使えるとの答弁でありました。

また、賦課徴収費の委託料48万円は、弁護士費用ということだが、どういう内容で何件予定しているのかとの質問に対し、総合徴収体制ということで、民事債権である水道料と住宅料の滞納繰越分を税金と一緒に交渉することになっている。これらは裁判所の関与が必要な支払い督促で対応するが、異議申立てが出た段階で本裁判になるので、その対応のために4件分掛ける12万円を予定しているとの答弁でありました。

契約監理課・会計課・議会関係については、特に質疑はありませんでした。

次に、教育委員会関係では、まず総務課・学校教育課関係で学校遊具の点検の検査方法についての質問に対して、小学校遊具は、目視検査で行うとの答弁に、宇部の事故のように人命にかかわることであり、徹底した検査をお願いするとの要望がありました。

閉校となる学校の跡地利用の現状とスピーディーな対応での対処をとる質問に対して、3月末で4中学校が閉校となる、活用等については2年前に一般の方、職員から提案をいただいたが、その時点では国庫補助金を受けて学校施設を建てた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による制限があり、他の施設への転用は難しい状況であったが、昨年6月に文部科学省関係において弾力化が図られ、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物については、容易に転用等ができることとなった。利用の現状については、沖浦中学校は木造の校舎で残していきたいという各団体から申し出があるが、耐震性、消防法等の問題があり結論は出ていない。

蒲野中学校は、21年度で三浦小学校に転用する改修事業を進めている。油田中学校は、湿気が多く活用が難しいことが懸念され、今のところ転用計画はない。

日良居中学校は、本町の中心地にあり、閉校となる4中学校の資料的な物品の収蔵庫にと事務レベルでは考えているが、決まってはいない。

なお、新年度で学校施設跡地利用検討委員会を立ち上げ、2年前の提案もあわせ、今後検討したいと思っているとの答弁がありました。

また、スクールバスに関して、日良居久賀線・日良居東和線について、浮島地区からの通学生徒に支障のないような運行をお願いしたいとの質問に、運行については登校便1便、下校便2便を原則としているが、浮島地区からの通学生徒については、渡船の運行時間も考慮し、日良居東和線は登校時1便、下校時は両路線とも1便増の運行を計画しているとの答弁でありました。

そのほか閉校となる学校のAEDについて、小学校の耐震補強について、学校警備についての発言もありました。

社会教育課・教育支所関係では、周防大島文化交流センターと星野哲郎記念館の共通券利用による効果は、また、旅行者に対して交流センターのPRをしたらもっと効果が上がるのではないかと質問に、平成21年2月末の入館者は5,937人で、うち1,558人が共通券を利用

している。もっとPRに力を入れたいとの答弁でありました。

また、国体に向けての準備はどのようになっているか、町独自の方向性を掲げる必要があるのではないかとこの質問に対して、高校生レベルのプレ国体の実施、ポット苗による花いっぱい運動、スタッフの養成、臨時職員1名の雇用等、実施に向けて準備を進めている。また、平成23年9月ごろにデモンストレーションとしてのスポーツ行事として、ハンググライダーの大会を開催する予定であるとの答弁がありました。

以上が、議案第1号平成21年度周防大島町一般会計予算についての主なものであります。

次に、議案第10号平成21年度周防大島町渡船事業特別会計予算に関してでは、前島の待合所清掃業務の委託料は、他との兼ね合いからして不要ではないかとこの質問に対して、前島航路は、夜間、職員が前島にいないので、その管理も含め島民に委託しておる現状であるとの答弁でありました。

最後に、議案第24号周防大島地区体育館設置条例の制定については、質疑は特にありませんでした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今、委員長の報告を聞いておりますと、財政課所管の部分について、今年度の交付税について、広義の意味で4,000万円増額だという報告があったということとあります。その中身について報告をお願いしたいわけなんです、一つは広義の意味でという場合に、どの範囲を指すのかという点が、まず1点であります。

見てわかるように、今年度は7,000万円の本来なら、増額なんです、広義という場合に、当然、広義の中身が報告されたと思うんで、その報告を求めたいというふうに思います。それが1点です。

それともう一点は、委員会審議において、私は常に委員長御存じのように、委員長を通じて各補足説明資料、廉潔な審議をするためという立場から補足説明資料要求をしてまいりました。

それで、今回、委員会審議をするに当たって、補足説明資料の要求、例えば、税務で言えば税務総括表とか、そういう部分の要求があったか、なかったかについて御報告を求めたいというふうに思います。2点です。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） 歳入歳出に関して、財政課のほうのときの質疑、応答だったと思うんですが、歳入関係での説明を求めたときに、今御質問になられました広義の意味で

の約4,000万円の増額という答弁がございました。それに対する質問はございませんでしたので、私としてはそれ以上のことは申し上げられません。（「資料提出は」と呼ぶ者あり）

資料に関して、提出とかは求めておりません。求められた質問もありませんでした。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 委員長報告に対する質疑ですから、審議の経過と結果についての報告という範疇で質疑をしよるわけなんですけど、そうするとすると、その例えば広義の意味でという部分について、議論はなかったと、ただ執行部の説明で広義の意味ではこうですよという説明があっただけで、その広義の意味とする中身については全く説明がなかったという言い方ですか。

例えば、今までも財政課長が論議するときには、いつも広義の意味という前提をずっと述べてきちよると思うんです。それについてなかったというふうにとらえてよろしいかどうか、お願いしたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） 委員会での質疑、応答の中にはそういうものはありませんでした。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。総務文教委員長、御苦労さまでした。

次に、民生常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。尾元民生常任委員長。

民生常任委員長（尾元 武君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月13日、委員全員の出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、議案第1号のうち本委員会所管部分から議案第5号まで、議案第11号、議案第23号及び議案第33号の付託議案8件について、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言等のうち主なものについて申し上げます。

まず、公営企業局関係では、大島病院について、医療スタッフの充実により病床利用率を上げるとのことだが、医師数等の増は、予算書に反映されているかとの質問に対し、20年度と比較

して説明され、東和病院4名とやすらぎ苑2名の減、橘病院2名・大島病院4名、さざなみ苑2名・訪問看護ステーションたちばなとおおしま各1名増、全体で4名の増との答弁でありました。

収益的収支ではマイナスだが、医師確保について説明と東和病院の不足分にどう対応していくのかとの質問に対して、東和病院については、大学医局の集約化により内科医師が減少の見込み、インターネット等で募集をしているが、採用までには至っていない。この不足分については、大学医局を交えて検討予定である。また、大島病院は大学医局より増員派遣していただける見込みであり、医師確保については引き続き大学医局・医療確保協議会・その他各方面に働きかけて確保に努めたいとの答弁でした。

大島病院を満床にするだけの患者数はいるのかとの質問に対して、旧大島久賀地区には、多くの住民が生活をしており、医師充足により以前の患者数に戻すことは可能と考えているとの答弁でした。

平成21年度には、病院に対する交付税は増額されると報道されているが予算に反映されているのかとの質問があり、不採算地区病院の定義の解釈に不確定な部分があるため従前どおりの予算としているが、現在、県当局と話をしており、確定したら補正する予定との答弁がありました。

産婦人科医師が現在大島に不在だが、今後はとの質問もあり、医局の集約化と医療事故・勤務体系により大学医局は、1つの科で3人体制の病院を中心に関連病院として医師を送る考えで、独自に医師を確保しても産科診療は困難であるので、婦人科のみとなる傾向との答弁でした。

看護学生の郡内定着のための対策と就職状況並びに正看護師と准看護師の比率について質問があり、看護師定着のため奨学金制度がある、給与等も他と同等となるよう充実させている。これらにより毎年5名程度の卒業生が就職している、正看護師が約8割との答弁でした。

また、訪問看護ステーションたちばな・おおしまにおいて約500万程度増となっているが、人員体制はとの質問に対して、訪問看護ステーションたちばながパートを含めて5名、おおしまがパートを含めて4名で運営している。それぞれ1名増員予定。現状は、たちばなが地域的にも業務的にも全体の約7割行っているので、一つの事業所で運営できるよう現在検討中との答弁でした。

町からの繰入金についての質問もあり、県内の他自治体病院を調査した結果、周防大島町以外、すべて基準どおりの繰り出し額との答弁でした。

看護学校の定員は105名だが、実学生数は121名、また、医師の給料が少なく、給与額は多くなっているが、その理由はとの質問に対し、学生数については、合格発表後に入学辞退者が多くあるため多めの合格通知を出している。医師の給料については、条例で定められているので、他病院とのバランスを踏まえ、手当で調整しているとの答弁でした。

今年度、看護学校への社会人入学は何人かとの質問もあり、6名で推薦・一般・社会人の3回入試を行うとの答弁でありました。

その他、奨学金希望の学生数及び島内出身の新入生の数についても質問がありました。

また、委員より、県内の学生が県内で就職し定着できるよう各種助成制度があるので、いろんな機会に伝えてほしい。医師不足の現状において、家庭で子育て中の医師の発掘、託児所の検討等、医師審議会で要望があった旨、報告もありました。

次に、福祉課関係では、各保育所の職員体制について質問があり、蒲野保育所は保育士2名、臨時保育士1名の3名体制、久美保育所は保育士4名、臨時保育士2名、調理員1名、臨時調理員1名、日良居保育所は保育士4名、臨時保育士4名、調理員1名、臨時調理員2名との答弁でした。また、蒲野保育所の園児は何名かとの質問に対しては、14名との答弁でありました。

私立保育所負担金（保育料）6,520万5,000円は園児何人分か、また福祉医療費補助金については何人かとの質問に対し、保育所については、園児337名で、福祉医療については、重度障害291名・重度障害老人656名・母子243名・乳児426名との答弁でした。福祉医療費を町が負担する場合の影響額についても質問がありました。

社会福祉協議会補助金の前年対比について質問があり、サロン拡充分の210万円増額との答弁でした。委員より、社会福祉協議会が厳しい状況であることも認識していただきたいとの発言もありました。

社会福祉施設整備事業でどの施設の借地料かとの質問に対して、慈光荘・やまびこ苑・太陽の家・高塔苑との答弁でありました。

自立支援給付費事業は4分の3の補助だが何人いるかとの質問があり、介護給付費167名・特定障害者特別給付費65名・高額サービス給付費5名・事業運営安定化給付費28名・通所サービス等利用促進給付費21名・ケアホーム重度障害者支援体制強化費1名との答弁でした。

自動車改造助成事業及び自動車運転免許取得費助成事業について予定者はいるのかとの質問があり、予定者はいないが1名分を確保しているとの回答でした。

高齢者等地域活動事業補助金は、老人クラブを運営していくためのものか、観光協会へは千数百万円補助している、バランス的にはどうなのかとの質問に対し、県事業からの補助金があるとの答弁でした。

また、更生医療の対象者について質問があり、18歳以上の身体障害者手帳保持者との答弁でありました。

老人クラブの地域支え合い事業で、国・県・町3分の1の補助になっているが、補助金はカットされているかとの質問に対し、2割削減されているとの答弁でした。単位老人クラブへの補助金の内訳について質問があり、20年度と同額で事務局設置事業に対しても補助しているとの答

弁でした。

生活保護の取り扱いについて質問があり、相談と進達事務を行っているとの答弁でした。また、その実態についての質問に対して、福祉課は受け付けた相談を福祉事務所に連絡しているため受給者数等の実態については、社会福祉事務所に確認が必要との答弁でありました。

延長保育についての質問があり、久賀・源空寺・西光寺・安下庄・安正の5カ所保育園で行っているとの答弁でした。

続いて、介護保険特別会計では、生きがい活動支援通所事業について、何カ所に委託しているかとの質問があり、9カ所を社会福祉協議会に委託しているとの答弁でありました。

次に、健康増進課関係では、一般会計歳入のうち県費補助金の健康増進事業補助金があるが、前年度までは負担金であったものが、今年度から補助金に変わったというようなものがほかにあるかとの質問に対して、この1件のみとの答弁でした。

歳出について、後期高齢者医療給付費等負担金への周防大島町の12分の1の負担は、全体の12分の1かとの質問に対し、周防大島町の被保険者が使った医療費の12分の1との答弁でありました。

また委員より、各種健診に関する予算立ての一覧資料の提出依頼もありました。

難病対策扶助費の内容について質問があり、難病の方に必要となる特有の用具を給付するもので、生活用具や寝台などとの答弁でした。

委託料の難病患者等居宅生活支援事業分の内容について質問があり、ホームヘルプサービスとの回答でした。

また、国保の歳入について、平成21年度でなくなる支援制度について質問があり、共同事業交付金と保険財政共同事業交付金と保険基盤安定負担金の保険者支援分と財政安定化支援事業繰入金の合わせて約2億円くらいがなくなるとの答弁でした。

委員より、国の医療保険に対する考え方が、削ってはならないところまで削る流れになっている、地方自治体や保険者に莫大な影響を与える、地方議会として声を上げなければならないとの意見がありました。

また、国保保健福祉総合センターの保健師について、現在非常勤だが、常勤配置で有効利用すれば特別交付金かとの質問に対し、人件費に対する措置はなく、この施設で行う保健事業に対して若干ある程度で、訪問看護がなくなると財源措置もなくなるとの答弁がありました。

国保会計予算の組み方についての質問に対して、前年度基準との答弁でした。

昨年からはまった特定健診についての質問に対し、20年度950人、21年度1,200人計上、受診率は20%計画していたが、実績は計画を下回る見込み。そこで今現在、国保の無受診世帯と健診の未受診世帯約250世帯を対象に受診勧奨等保健指導を行っているとの答弁があ

りました。

保険を使わなかったら表彰するというのがあったが、今はどうかとの質問に対し、医療費の軽減を図るため、今はむしろなるべく健診等の機会をつくり、重症化を防ぐ考え方との答弁でした。

新型インフルエンザについての質問があり、国保会計ではなく一般会計でマスク等購入経費を計上しているが、地域防災の一環として町全体で取り組む必要があるとの答弁がありました。

後期高齢者医療事業特別会計及び老人保健事業特別会計については特に質疑はありませんでした。

次に、税務課関係の国保会計では、賦課状況について質問があり、20年6月末現在の資料をもとに世帯数や人数を計上している。介護分については賦課限度額が1万円上がる予定だが、その他は20年度課税状況がほぼそのまま移行する予定なので、世帯及び被保険者数が若干減り、賦課限度額が全体で69万円との答弁がありました。

介護保険課関係では、一般会計の社会福祉費・介護保険対策費・委託料の介護保険システム改修について、国の制度変更に伴うものであるから、負担金として計上すべきではないかとの質問に対し、国の補助はないとの答弁でありました。

また、備品購入費について、購入する備品はとの質問があり、ページプリンター・シリアルドットプリンター・OCR装置の大型備品との答弁でした。

介護保険事業特別会計の地域支援事業・包括支援事業・任意事業の成年後見制度利用支援事業費について、通常の成年後見制度との違いは何かとの質問に対し、認知症や知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力の低下が見られる方について、本人の権利を守る援助者を選任することで本人を法律的に支援するという制度で、通常は本人や親族が申し立てを行うが、この事業は申し立てを行う親族がいなくて、費用負担もできない方について、市町村長が申し立てを行い、申し立てに要する経費や成年後見人への報酬を支出するものとの答弁でありました。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金について、繰入方法はとの質問があり、保険料の軽減対策費用は3年間で繰り入れるとの答弁でした。

特別養護老人ホームの待機者についての質問に対しては、町内4施設の定員の合計は233人で約310人の待機者がいるが、複数の施設に申し込みがあるので実数ではないとの答弁でした。

議案第23号介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、基金を創設しなくてもよい金額だ。単価が低いので介護従事者の賃金に反映されるか事業所には照会したか。また、基金条例第6条にシステム改修費用に充てるとあるが、保険料軽減分の費用から充てると軽減額が少なくなるのではないかとこの質問に対しては、事業所には照会はしていない。この基金で受け入れる特例交付金は、保険料の急激な上昇を抑えるための経費であり、事業所が受け取る介護報酬とは別。システム改修費の財源は、介護報酬改定に伴う保険料増加額を軽減するための財源とは別

であるから軽減額には影響しないとの答弁でありました。

介護報酬改定にかかる保険料軽減分の負担について質問があり、国50%、町50%の介護保険料で賄うとの答弁でした。また、介護報酬3%上昇分のチェックはどこがするのかとの質問に対して、介護報酬の請求内容については、国保連合会がするとの答弁でありました。

その他に介護サービス、介護予防サービスの種別及び地域密着型サービスの種類についての質問もありました。

議案第33号周防大島町介護保険条例の一部改正について、委員より、段階の細分化は妥当だが保険料は上がる。国保も含めて、本来、国が実施すべき制度との意見がありました。

以上が本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 民生常任委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。民生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。民生常任委員長、御苦労さまでした。

次に、建設環境常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。安本建設環境常任委員長。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月13日、委員全員の出席のもと、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号のうち本委員会所管部分及び議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号の付託議案5件について、お手元に配布しております委員会審査報告書のとおり、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言等のうち主なものについて申し上げます。

まず、環境施設課関係では、ごみ処理手数料収入を前年度増で計上しているのは、施設への直接搬入がふえたことによるものかとの質問に対し、可燃ごみの総搬入量は若干減少傾向にあるが、施設への直接搬入は事業系の一般廃棄物や国道や県道の維持にかかる草木等がふえる傾向にあるため、収入増を見込んで計上しているとの答弁でした。

し尿処理施設管理経費で委託料に水質検査業務が計上されているが、町の職員で分析はできないのか、また各課それぞれ水質検査の委託料を計上しているが、一括して業者決定できないのかとの質問に対し、し尿処理施設の日常の運転状況を把握するための水質管理に必要な分析については独自に行っているが、水質汚濁防止法の排出基準項目については、環境計量士など国家資格を有する者が分析したものでなければ公に認められない。町の職員には、分析の有資格者もいないし、必要な器具も整備されていないので公に認められる水質検査はできないので外部に委託する方法をとっている。また、予算は、各課において執行するものであり、町全体の水質検査業務を一括して入札することはできないとの答弁でした。

焼却施設とし尿処理施設の運転業務委託の期間は何年更新で契約するのかとの質問に対し、両施設とも随意契約により1年更新で委託契約を結ぶとの答弁でした。

焼却施設の委託料が前年度より増額計上している理由は何かとの質問に対し、祝祭日の稼働、排ガス設備熱交換器の清掃の追加による焼却の効率化と施設敷地内の除草作業の追加による施設周辺の環境美化を図るための業務追加によるものであるとの答弁でした。

随意契約による運転管理業者を決定する場合、適正な委託料の判断基準は何かとの質問に対し、焼却施設及びし尿処理施設は、施工メーカー独自の技術と構造で建設されていることから、他の自治体においても信頼性や安全性に加えて、施設の長寿命化対策などを考慮して、施工メーカー関連会社と随意契約により運転管理業務の委託業者を決定する例が多いのが現状である。委託料は、詳細な作業内容を示した仕様書をもとに計上しており、委託額の判断基準については、直営の運転管理経費と比較して低額であることを基本としているとの答弁でした。

施設の長寿命化を図るために24年目を迎える現有のし尿処理施設を今後10年間運転する予定というが、処理水槽の外壁に入っている亀裂は大丈夫かとの質問に対し、亀裂の入っている箇所は、沈殿槽の外壁に当たる部分で、昨年専門家の立ち会いにより槽内部の液をすべて抜いて調査したが、当面問題ないとの結論に至った。しかし、施設の長寿命化と安全性を確保するため常に状態を観察し、状況に応じた対策を講じたいとの答弁でした。

次に、生活衛生課関係では、火葬場管理委託業者名に変更はないかとの質問に対し、大島斎場は東和企画、久賀火葬場中谷英徳氏、橘火葬場中谷義人氏で変更ないとの答弁でした。

以前一般質問があった橘斎場の増築は、どういう話になっているのかとの質問に対し、そのときの答弁は、状況を見ながら判断するというので答弁しておりますが、大島斎場の使用が年々増加傾向にあり、交通手段も発達している中で橘斎場を増設するのがいいのか、大島斎場の葬儀を一日2件にするのがいいのか、また大島斎場の葬儀場を2カ所にするのがいいのか等、いろいろな意見や人件費など管理体制の問題を含め、現段階で橘斎場増設に投資するのが適正であるのかトータル的に検討を必要とするとの答弁でした。

住宅管理費で滞納額は、平成18年1月時点で2,268万3,000円であるが、20年12月末の金額は幾らかとの質問に対し、19年度までの滞納繰越の実人数は、平成20年5月31日現在で130人、滞納繰越額は4,023万9,000円で、平成21年3月1日現在では、滞納繰越額は減っており3,026万6,000円との答弁でした。

滞納金が発生している住宅に火災報知機設置工事や耐震工事をするのかとの質問に対し、下水道のつなぎ込み工事や火災報知機設置工事などは実施したが、その他の修繕等について、滞納者には、支払いが終わるまでは行わないとの答弁でした。

このほか「西ヶ原住宅問題」について、「墓所の売買状況」について等質問がありました。

次に、上下水道課関係で、一般会計では質疑はありませんでした。

簡易水道事業特別会計では、使用料の滞納繰越分の状況はどうなっているのかとの質問に対し、平成20年度滞納繰越分調定額4,213万円から収入額の443万円と今後の滞納繰越分の収入額の合計を差し引いた金額に、平成20年度分の未納額を加えたものに対する収入見込み額として、250万円を予算計上しているとの答弁でした。

通常下水道区域が拡大されてきているので、当然水道使用料もふえていくと思われるが、水道使用料は、前年度に比べて2,000万円減額となっているとの質問に対し、要因として、人口の自然減による例年170から180件の新規申し込みの減と休止・廃止の件数の増加による減額見込みによるものとの答弁でした。

柳井地区広域水道に対して町費の収支の内訳はどのようになっているのかとの質問に対し、広域水道の責任水量は一日当たり8,215トンで、年間の受水費が3億7,780万8,000円、水道使用料が約4億1,500万円であるとの答弁でした。

水道使用料の滞納処分は、法律上何年か、滞納額がふえれば水道をとめるのかとの質問に対し、滞納処分の法律上の規定はない。滞納額がふえれば相談等を行い、その折衝状況により段階的な対応をしており、給水停止等の措置を執行する場合もあるとの答弁でした。

滞納件数、滞納金額は平成20年度と比べてふえているのかとの質問に対し、ふえているとの答弁でした。

公共下水道事業特別会計では、下水道の整備で未整備地区をすべて整備した場合に、莫大な損益が生じてくることが懸念される。また、整備された地区と未整備地区とで格差、差別感で今後大きな住民問題になってくるのではないと思われるが、そのあたり、将来どのように考えているのかとの質問に対し、下水道事業会計は、全国ベースで2兆円以上の赤字で各自治体とも大きな問題を抱えている。今の町の計画では、小松・屋代・三蒲・久賀・棕野・外入・船越の地区について公共下水道事業で対処する構想であるが、人口集中地区と点在化したようなところの対応について、21年度見直しの段階で検討する必要があるとの答弁でした。

汚水処理施設整備構想の策定は、業者委託するののかとの質問に対し、入札により業者委託する。今のところ検討段階であるが、全町でアンケート調査を実施したらどうかという意見もあるとの答弁でした。

アンケート調査は、集落排水も含めたものかとの質問に対し、合併浄化槽も集落排水も含めたすべての汚水処理について実施する予定であるとの答弁でした。

農業集落排水事業特別会計では、安下庄地区は公共下水、秋地区は農業集落排水かとの質問に対し、質問のとおりであるが、平成18年度に農政局と国土交通省と協議して、変更認可を受け、認可区域として安下庄の計画区域に取り込むとの答弁でした。

漁業集落排水事業特別会計では、浮島地区のマンホールポンプ場が9カ所ということであるが、その他の農業集落排水等についてマンホールポンプは約何基あるかとの質問に対し、現在供用開始している7処理区域のマンホールポンプ場は、公共下水道事業で14カ所、農業集落排水事業で66カ所、漁業集落排水事業で9カ所との答弁でした。

漁業集落排水の耐用年数は何年かとの質問に対し、施設ごとが変わるが、処理場については15年との答弁でした。

次に、農林課関係では、かんきつ病害虫特別対策事業補助金と特殊害虫緊急特別対策事業補助金について違いは何かとの質問に対し、かんきつ病害虫特別対策事業は伐採で、特殊害虫緊急特別対策事業は薬剤の補助であるとの答弁でした。

県営農業基盤整備の合意形成推進事業負担金は、どのような事業を予定しているのかとの質問に対し、みかん生産団地の整備に係る調査費であり、10ヘクタール以上を対象面積とし、農道、園内道、イノシシ等の防護策、かん水施設等の整備が可能で、現在の形状を崩さない状態で整備をしようとするものであるとの答弁でした。

有害鳥獣捕獲事業について、有害鳥獣捕獲負担金の50万円はどこに納めるのか、狩猟免許取得費補助76万4,000円について、だれでも対象になるのかとの質問に対し、有害鳥獣捕獲負担金の50万円は、捕獲用の「わな」の購入や「おり」の製作などを補助するため、町の猟友会へ負担金として納めている。狩猟免許取得費補助対象者は51名で、今のところ町内の者に限っているとの答弁でした。

地産地消推進プロジェクトは、いつごろまで継続するのかとの質問に対し、地産地消推進プロジェクトの中で、今年度は町内の観光客調査等を山口大学へ委託しており、アンケート等を実施しているので、もう少し継続したいとの答弁でした。

次に、水産課関係では、種苗放流について、魚種別の漁獲量、放流の効果について追跡調査はしていないのかとの質問に対し、漁業者に漁獲状況について聞いたことはあるが、組合単位では調査していない。漁獲量については、毎年の統計調査に漁獲量を集計したものとあるとの答弁で

した。

海岸保全施設について、町としての実施計画はあるのか、要望があれば実施するのかとの質問に対し、現在実施している事業は、主に旧町からの引き継ぎ事業であるが、この経過にあわせて計画全体を見ながら事業実施の検討ということになるとの答弁でした。

このほか樋門管理について、種苗放流の時期、場所について等に質問がありました。

次に、商工観光課では、周防大島町観光協会の補助金2,175万円の内訳についての質問に対し、観光協会振興補助金として306万円、商工観光課の事務分として705万3,000円、事務局長とパートの人件費として583万7,000円、周防大島まるかじりに60万円、大島駅の管理費として280万円、観光パンフレット作成費として240万円の内訳であるとの答弁でした。

観光振興事業補助金480万円の説明をとの求めに対し、観光イベントの内容を拡大することであれば再編交付金の対象となるということになったので、お大師堂めぐり歩け歩け大会に127万円、周防大島町ふるさと・くか夏祭り大会に131万円、周防大島町花火大会に132万円、観光パンフ製作助成金90万円との説明でした。

観光協会予算に占める町からの補助金の割合はどのくらいになるかとの質問に対し、町からの補助金が予算の80%という答弁でした。

日系移民のルーツを訪問する旅事業負担金はどこに出すのか、町単独事業ではないのかとの質問に対し、周防大島町が日系移民発祥の地ということで、アメリカから日本へマスコミの関係者、旅行業者のエージェントを招き入れ、アメリカに帰っているいると宣伝していただくということで周防大島町、山口県、広島県、広島市、中国運輸局、近畿運輸局で出資して行う事業で、町単独事業ではないとの答弁でした。

商工使用料の中小企業従業員住宅使用料1,809万4,000円とあるが、滞納繰越分はないのかとの質問に対し、すべて完納であるとの答弁でした。

星野哲郎記念館入館者数について、オープンの平成19年度、20年度2月末の入館者数、平成21年度の見込みは幾らかとの質問に対し、平成19年度は6万1,316人、平成20年度2月末で3万4,210人であり、今年度3月末の見込みは3万5,000人程度を見込んでいる。平成21年度は3万3,000人を見込んでいるとの答弁でした。

竜崎温泉管理運営費で源泉水中ポンプ取りかえ工事、年1回で135万5,000円とあるが、この水中ポンプは年に1回取りかえなければならないのかとの質問に対し、この源泉は鉄分、塩分、マンガンが多くスケールがつきやすく、1年以上延ばすと、水中ポンプをクレーンで引き上げるのが困難になることが懸念されるとの答弁でした。公園管理経費で、公園管理（屋代ダム公園、自光寺川公園、瀬戸公園、飯の山公園管理清掃業務）665万1,000円は、毎年契約す

るのか、随意契約なのか、毎年入札して業者を決めるのかとの質問に対し、毎年入札をして、業者を決定し、契約をしているとの答弁でした。

道の駅周辺のチャレンジショップは何店舗か、公募するのかとの質問に対し、現時点のところは10店舗程度を予定し、公募をしたいと考えているとの答弁でした。

このほかウィンドパークについて、一般社団法人周防大島観光協会についてイベントの助成について等に質問がありました。

最後に、建設課では、町が管理している街灯は何カ所あるのか、自治会管理と町管理の明確な線引きはされているのかとの質問に対し、街灯は約450カ所あり、地域にできるだけ負担をかけないように考えているとの答弁でした。

樋門管理委託料で、管理している樋門は何カ所あるのか、また電動化していない樋門の電動化の予定はあるのかとの質問に対し、樋門の管理は21カ所、電動化の予定は聞いていないとの答弁でした。

このほか道路維持管理事業について、河川建設事業について、道路新設改良事業について等に質問がありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 先ほど委員長報告に対して質疑をしたわけなんですけど、基本的には同じ流れであります。

と言いますのが、各委員会を慎重な議論をするという意味でも、またある程度きちっとした議論をするためにも補足説明資料を求めております、私の場合はね。当委員会で付託された委員会で、例えばいろんな資料が出されたほうが、これはもっと早期の議論になるし、答弁にもつながるということを判断すれば、基本的には委員長命で各所管委員会に対して、補足説明資料求めることができます。

その点で、同じように基本的には、補足説明資料要求が、例えば稚魚放流場所なんかも一覧表があったらすっとわかるわけですね。

そういう格好できちっとした資料提出がされたのかどうなのか、その点について聞きたいというふうに思います。

また、その他所管委員会で補足説明資料が出されたら、かなり手っ取り早く議論が進むという面があるので、あわせて聞いときたいというふうに思います。それが1点です。

それともう一点、先ほど委員長のほうから事細かく観光協会にかかわるそれぞれの内訳報告されました。これ本会議でもやりました。私が気にかかるのは、実際にその委員会の中で議員が、その長になる場合、基本的には、法的クリアは受託できるかどうかが基準になろうかというふうに思いますが、補助金で繰り出したうちの受託関係が発生した場合は、非常におかしなことになるかと思えます。

その点で委員会の中で、突っ込んだ資料があったのか、なかったのか、この2点について報告を求めたいというふうに思えます。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） お答えいたします。

種苗の関係でございますけれど、いろいろと説明を求めましてやりました。先ほども申し上げましたけれど、やはり1カ所集中に持っていくということではなくて、ばらまきといえますか、成育のいいところにはやはり多く流していただくというような配分を考慮してやっていただきたいという意見がございました。

それと、観光協会でございますが、この問題についてもいろいろ慎重審議をさせていただき、執行部からの説明を求めまして、いろいろと検討させていただきました。

以上でございます。

議員（8番 広田 清晴君） 今、慎重審議をさせていただきましたということなんですが、委員会ですから委員会の内容の報告ということで、委員長が今、報告されましたので、例えば、慎重審議の内容にかかわる部分できちっと報告できる分があれば報告をお願いしたいというふうに思えます。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） お答えいたします。

先ほどお手元にもお配りしておりますように、委員長報告でさせていただいた件で、私は精いっぱいやらさせていただいたと思っております。委員会としては、十分にその辺を詰めて御報告申し上げたつもりでございます。よろしく御理解をお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 基本的には委員会審議の利点、弱点、それぞれありますから、それは当然、委員会できっちりやってもらったというふうに考えておりますが、実際的に私は、できるだけ開かれた本会議を目指すためにも、議員自身が疑問を持っている部分、これについてはやっぱりきちっと、報告をお願いしたいというふうに思えます。

それとあわせて、さっき一例を言うただけであって、やはり委員会として実際的に審議をする場合、委員会の特殊性を出しながら審議をしていくわけです。そして、スピードある審議をする場合に、実際的には所管委員会にかかわる部分で、例えばいろんな、新たな工事箇所とか言っても、地図で明記するという場合なら、明示箇所ぐらいは出していただけるんじゃないかというふ

うに思って質問した範囲であります。

それは委員会でなかったわけですから、それはそれで事実に基づいて報告ですからそれ以上はありませんが、やっぱりそういう部分があるんじゃないだろうかという立場で質疑をさせていただきました。よろしくをお願いします。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。建設環境常任委員長、御苦労さまでございました。

以上で各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これより討論に入りますが、暫時休憩します。

午前10時43分休憩

.....
午前10時55分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま建設環境常任委員長の質疑に対する答弁で、言葉の聞き違いがありましたので、議長のほうで修正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回のこの議案について、反対の立場から討論を行いたいというふうに思います。

まず、第1点は私は今までも討論に当たって、国の動きを無視して地方財政を述べることは不可能であるという点を、常に指摘してまいりました、発言しました。その中身は、実際的に予算上にもあらわれているという点をまず御理解いただきたいというふうに思います。その点では、椎木町長が報告されましたように、実は資財計画や内かん、それに基づいて地方財政というのはできているというのは、客観的事実であります。

今年度予算を見ましても、例えば執行部が出した資料でも、地方特例交付金、地方交付税、そして国庫支出金、また町債のうちの財源対策にかかわる部分、これらが実際的には国の方向性によって決定されるということでもあります。そして、今年度も実際的にはかなりの部分、例えば国庫負担及び交付税及び特例交付金で84億7,258万円余りにもなると、これを抜きに町の財政は語れないというのが客観的事実であります。この点をまず明確にしておきたいというふうに思います。

そして、また支出される部分も当然、かなりの部分枠がはまっていくということも客観的事実

であります。

さて、今年度の予算の特徴、これは合併したのが16年ですから、16年と合わせ17、18、19、この時期と大きく変わる、これが予算の特徴であります。というのが、16、17、18、19と基本的には三位一体の改革、こういう名前で、結果としては地方財政、これを交付税でかなり締め上げる結果しか残らなかった、いわゆる痛みしか残らなかったという状況があつた状況です。あの状況と端的に違うのは、先ほど委員長が報告されたように、いわゆる広義の意味での4,000万円という触れ方をしましたが、最終的に決定するのは、9月以降になるだろうというふうに思いますから、その広義の意味でも私はまだプラスになっていくというふうに思います。その歳入をどういうふうに使っていくのか、これが町長の基本的考え方です。

御承知のように、予算は「政治の鏡」こういう言葉があります。それは長い間、町役場等に勤められた方は御承知のように、その人がそのとき言うことが財政に反映されていくわけです。ですから、そういう言葉が長い間あります。

この点で見るとどうかという点で討論したいというふうに思いますが、例えば補助金の扱いでもそれぞれ私はより透明化を求める、こういう立場をとっております。他団体に繰り出す場合であっても、きちっとどういう仕事だったのか、そしてまたどういう決算状況だったか、それを含めて明らかにするよう、私は今まで求めてきました。それは私は議員として町政をチェックするという立場からすれば、非常に大事な部分を占めるからであります。

その点では、今回の観光協会のかかわる部分については、私が今までずっと論陣を張っておつたのは、その補助金の流れが不透明化されたいけないという立場が一つです。それともう一つは、受託事務、これをなぜ観光協会に委託しなければならないのか、町が直接雇用し、そしてそれを行えばいいわけなんです。例えば、東和地域に対する道路整備にかかわる予算なんかは、町が直接やればいいわけなんです。それが今度は観光協会を通じてやるということになれば、観光協会自身が新たに雇用を生み出すという関係が発生します。

ですから、そういうやり方としては、私は好ましくないのではないか、仮に法的に問題がないとしても、あらゆる面で検討すれば、例えば他団体も一緒なんです。町と受託事務が発生する部分については、私は問題が発生するんじゃないかという立場をとっております。その点では、1点だけ触れておきたいというふうに思います。

それともう一点は、町長自身が初めて本格的に組む予算であります。その中身については、当然予算の中にあらわれております。私は町長自身が町長選挙で訴えられたこと、その中で例えば子供たちの医療無料化を継続していく問題とか、身近な環境整備をふやしていく、このことが高齢化した社会、いわゆる周防大島町では必要なんだ、それに基づく予算の作り立て、これについては私は逆に評価しております。

しかし、実際的に私が椎木町政そのものがどっちに向いていくのかという点では、残念ながら本当に合併がよかったと言える、実感できるというならば、17、18、19と実はダブルパンチだったわけですね、町民からしたら、合併しても一つもえかったことないじゃないか、それを取り返すのが今年度の予算なんです。私自身が参加している所管関係で言えば、民生費の大幅な負担減、項目は小さいです。例えば、限りなく項目がありますが、ここのところをどうバックアップしていくか、これも私は町長自身が本当に深く考えて予算立てすべきだという点を含め、提起をしておきたいというふうに思います。

次に、今まで述べてきた以外で言えば、実際的には新しく町長になられたわけですから、ぜひとも訴えたいのは、地方自治体の財政原則、これをぜひ考えていただきたい。当然、椎木町長は長い間、内部で勤務されとったわけですから、すべて知っておると思いますが、あえてこの場で言えませんが、やっぱり地方自治法や地方財政、これをきっちりとらえていただきたいと、この点を明らかにしちよきたいというふうに思います。

私は、今の非常に厳しい財政の中で、実際的に職場、労働者の賃金カットに至らない点とか、そういう面は評価しますし、社会福祉協議会に対する新たな内容、これについても評価しております。このことを明らかにして討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありませんか。魚原議員。

議員（6番 魚原 満晴君） 平成21年度一般会計予算について賛成の立場から討論を行います。

椎木町長として初めての予算編成を合併してよかったと実感できるまちづくり、赤ちゃんからお年寄りまでが幸せに暮らせるまちづくりに向け、その第一歩を踏み出すための積極的な予算編成と説明されましたが、まず子育て支援として妊婦健診の14回までの完全無料化の実現や、生後間もないすべての幼児宅に絵本を届ける読み聞かせサポート事業の実施、所得制限を撤廃し、小学校6年生まですべての子供の医療費無料化の実現、乳児健診の充実や保育料の軽減、さらには、ほとんどの小学校区において子どもプランから放課後児童クラブを実施するなど、子育て世代の保護者にとって大きな評価を受けるものと確信するものであります。

次に、町民生活に密着した町道や農道、排水路など維持工事のために建設関係の各課や総合支所に積極的な予算を確保している点についても評価したいと思います。

また、大島病院や東和中学校の改築、防災無線などの安心・安全対策の取り組みなど、今年度予算は町民生活に密着した事業へ積極的に財源を確保しておられることについて、目配り、気配り予算に対し、高く評価し、賛成討論といたします。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第1号平成21年度周防大島町一般会計予算について3常任委員会の委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 国保会計そのものについても、大きな矛盾が一つ、これはこの制度の中に内分しとるという点を再度明らかにしておきたいというふうに思います。

この制度は、中小企業、そして年金者、そして仕事のない人、こういう方々の中で、特に低所得にかかわる部分が多く参加しているというのが、一つの大きな特徴です。

ですから、いや応なくこの制度に取り組んでおるわけですが、持って生まれた宿命、この中で矛盾が大きく出ているという点は、まず明らかにしたいというふうに思います。

と言いますのが、今までも言ってきたわけですが、医療費に占める国の割合、これを大幅に引き下げました、35%。今回の予算議会ですと34%ぐらいになるという報告でした。

というふうにかなり国の影響を受けて、この会計のひずみがあるという点を明らかにすることとあわせて、また今年度、医療と介護部分あわせて最高額、これを1万円引き上げていくこと、これも大変な新たな上乘せにつながっていきます。

そして、またもう一つは、今町民の皆さん、国保加入者の方にどういう状況が広がっているかと言え、やっぱり影響としては18、19の改正に伴う、1世帯当たり2万円、そして1人当たり1万円、こういう多額部分、負担量がふえてその結果、非常に高いという印象が当然、町民の中に多くあります。決して、町民はあきらめているわけじゃないんです。やっぱり町政に対して高過ぎる国民健康保険税、ぜひとも下げてくださいという願いはある、この点を明らかにしておきたいというふうに思います。

町独自で、今回、補正のときも言いましたけど、私は仮に予算を組むなら、実際的には一般会計からの繰り入れを一定程度ふやしてでも、この国保会計の基金については、一定程度確保しとかなければというふうに考えております。

それでなければ、また何年に1度かわかりませんが、国保審議会、まだ予算的には毎年開か

れるわけなんです、結局は値上げの答申を結果として出すという格好にならざるを得ないという宿命があります。

ですから、そういう対応するためには、一定の国保会計、特別会計の基金を持って、それをためることに、運用することによって、値上げをとめる役割が必要だという点を明らかにしちよきたいというふうに思います。

以上の点から反対の立場からの討論としたいというふうに思います。以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第2号平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第3号平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第4号平成21年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 介護保険会計については、基本的には今年度見直しの年であります。そして、そのことによって予算をどうするかというような中身であります。それで、見てわかるように、条例に出てきておりますように、これ条例が当然可決されれば、それによって執行されます、保険料等はですね。

そうすると、細分化することはいいんですが、実態に合わすということで細分化することはいいんですが、それぞれが、全体が保険料アップにつながるとというのが一つなんです。見てわかるように、結局は各種対象者、ランクを見ていただいたらわかるんですが、ほとんどのランクが保険料が上がると、こういう状況の中で保険料を上げていくことは、私は慎重でなければいけないというふうに思っておりますし、かなりの論議が必要だというふうに考えております。こういう中で、仮に3年に1回の見直しといえども、据え置くことは、私は可能ではないかというふうに、財源を含めて考えております。

以上の立場から、介護保険の会計については反対の立場を明確にしておきたいということ、また国の制度の変更に伴う部分はあえて触れませんが、ぜひ今回、これはそのままされたら大変な状況がある、いわゆる認定の問題について、かなりの問題が発生するという事だけは、触れときたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第5号平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、起立による採決を行います。議案第6号平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第7号平成21年度周防大島町下水道事業特別会計予算について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第8号平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、起立による採決を行います。議案第9号平成21年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第10号平成21年度周防大島町渡船事業特別会計予算について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第11号平成21年度周防大島町公営企業局企業会計予算について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、起立による採決を行います。議案第23号周防大島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第24号周防大島町地区体育館設置条例の制定について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第33号周防大島町介護保険条例の一部改正について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時18分休憩

.....
午前11時19分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15．竜崎温泉調査特別委員会の設置について

議長（荒川 政義君） 日程第15、竜崎温泉調査特別委員会の設置についてを上程し、これを議題とします。

お諮りいたします。本町の屈指の観光施設であります竜崎温泉の指定管理者の管理においてさまざまな問題が発生した件は、住民の大きな関心事であり、本施設の健全な運営に資するため、議会として特別委員会を設置し、施設及び指定管理者の管理状況について調査をしてまいりたいと思います。

よって、本案については、委員会条例第5条の規定により、10人の委員で構成する竜崎温泉調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまでの間、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって、本案については10人の委員で構成する竜崎

温泉調査特別委員会を設置し、施設及び指定管理者の管理状況の調査についてこれに付託の上、調査が終了するまでの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました竜崎温泉調査特別委員会の委員の選任の方法については、議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 委員の選任においては、議会に諮って決定していくわけなんです。それは、当然であるというふうに考えております。

しかし、委員の選任において、議長が決定するという事になれば、私はこの件に関しては問題がある。やっぱり通常、私たちが委員を選任する場合は、平たい言葉で言えば指名推薦ぐらいで議長を通じて、各議員さん方にお諮りして、休憩をとってやられりゃええんじゃないかというふうに思いますので、その点時間をいただきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 異議がありますので、挙手による採決を行います。

選任の方法については、議長が指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（荒川 政義君） 挙手多数であります。よって、選任の方法については、議長が指名することに決定しました。

お諮りいたします。竜崎温泉調査特別委員会の委員の選任について、委員会条例第７条第１項の規定により、安本貞敏議員、松井岑雄議員、田中隆太郎議員、杉山藤雄議員、神岡光人議員、久保雅己議員、魚原満晴議員、魚谷洋一議員、尾元武議員、新山玄雄議員、以上１０名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名をいたしました１０名の議員を竜崎温泉調査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

それでは、直ちに竜崎温泉調査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をされますようお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。（「ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ。

午前11時23分休憩

.....
議員（１４番 平川 敏郎君） 今の根拠ですよね、設置の。

議長（荒川 政義君） 休憩ですよ、今、いいですか。

議員（１４番 平川 敏郎君） 休憩でいいです。

地方自治法第１００条というようになっておるんですが、こうなると補正予算か何か、予算組みしないんですか。

議長（荒川 政義君） 100条じゃないです。110条です。いいですか。

議員（14番 平川 敏郎君） 失礼しました。

議長（荒川 政義君） 委員さんにおかれましては、別室で。

.....
午前11時33分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竜崎温泉調査特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、新山玄雄議員、副委員長、神岡光人議員が互選されました。

竜崎温泉調査特別委員会委員長に就任のごあいさつをお願いをいたします。

竜崎温泉調査特別委員会委員長（新山 玄雄君） 一言ごあいさつ申し上げます。

大変な役をいただきました。この件は、住民が注視しておる大変重要な案件でございます。適切に委員会運営をしてまいりたいと思います。

何分、浅学非才でございます。副委員長ともども頑張りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

また、先ほど委員長を引き受ける際に、委員の皆さんには申し上げたんですが、この委員会の活動を進めていく上で大事なことは、一つは当たり前ですが、徹底した調査を行うと、それに尽きるんですけども、その調査をする場合に、個人攻撃はしない、公平公正にやると、こういうことです。

それともう一点は、この竜崎温泉は、この周防大島町にとって財産であります。ブランドであります。この財産を守るということですね。そして指定管理のあり方等について、前向きな姿勢でこの委員会、調査をしていきたいと、こういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

.....
日程第16．報告第1号

議長（荒川 政義君） 日程第16、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 報告第1号は、平成20年度和田（小泊）漁港海岸保全施設整備工事について、2月臨時会で請負変更契約締結の議決をいただき、施工延長を延伸して既設離岸堤の撤去等を行ってりましたが、被覆ブロックの再利用、個数等を精査した結果、ブロック製作個数の追加等変更が必要となりましたので、現契約の請負代金6,092万8,350円を150万8,850円増額した6,243万7,200円とする請負変更契約を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、こ

れを報告するものでございます。

議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第17．議案第49号

日程第18．議案第50号

日程第19．議案第51号

日程第20．議案第52号

議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第49号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）から日程第20、議案第52号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第4号）までの4議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） それでは、議案第49号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）につきまして、補足説明をいたします。

昨日配布いたしました追加補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を2ページの第1表のとおり、総額で11億8,871万1,000円と定めるものであります。

定額給付金事業など、国の第2次補正に伴う事業をはじめとして、いずれも年度内の完了が困難となりましたので、翌年度に繰り越すものであります。

以上が、議案第49号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についての概要でございます。

健康福祉部長（椎木 千明君） それでは、議案第50号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をいたします。

追加補正予算書の3ページをお願いいたします。

第1条におきまして、繰越明許費の限度額を4ページの第1表のとおり138万6,000円と定めるものであります。

国保共同電算システム改修におきまして、国保中央会の改修がおくれたことにより、翌年度に繰り越して実施するものであります。

以上が、議案第50号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

私からは以上でございます。

議長（荒川 政義君） 松井上下水道課長。

上下水道課長（松井 秀文君） 議案第51号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をいたします。

追加補正予算書5ページをお願いいたします。

安下庄地区公共下水道事業につきまして、工法変更の調査、協議決定におきまして、不測の日数を要したことにより、第1条におきまして、6ページの第1表のとおり、繰越明許費の限度額を4,206万円と定め、翌年度に繰り越すものであります。

以上が、議案第51号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

以上です。

議長（荒川 政義君） 岡村総務部長。

総務部長（岡村 春雄君） 議案第52号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をいたします。

追加補正予算書の7ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を8ページの第1表のとおり定めるものであります。

国の第2次補正を受けて実施する情島航路及び浮島航路の渡船新造について、年度内の完成が困難なため、翌年度に繰り越すものであります。

以上が、議案第52号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第49号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）、質疑はございませんか。

広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の繰り越しは、基本的には2次補正にかかわる部分がほとんどであります。

しかし、この中身を見てもみますと、2次補正以外の部分で繰り越し部分が出ておりますので、そのいわゆる繰り越し率といえますか、今の事業進捗率及び実際の状況報告、これを求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 斉藤産業建設部長。

産業建設部長（斉藤 正明君） 産業建設部の繰越明許費の説明でございますが、5款の農林水産業費の中の2項の林業費、これについては全額交付金でまだ入札しておりませんので、全額繰越という形になっております。

3項の水産業費の漁港施設管理経費についても全体で3,200万円でございますが、これも全額繰越ということでございます。

それから、港整備交付金事業の1億6,220万5,000円という金額ですが、これについては港整備交付金、20年度の全体事業費で2億7,850万円のうち1億6,220万5,000円、年度内、現時点で3地区ございますが、全体的には41.8%の進捗率。

個々に申し上げましたら、三浦漁港、それから和田漁港、それから志佐漁港の3漁港でございます。それぞれ進捗率ですが、三浦漁港については25%、それから和田漁港については10%、それから志佐漁港については10%。

それから、海岸保全整備事業の5,220万1,000円でございますが、これについては進捗率が40%から10%、この地区については、2カ所ございまして、小泊漁港と内入漁港、全体的な事業費では8,140万円、繰越分が5,220万1,000円ということでございます。

それから、6款の商工費の1項の商工費、星野哲郎記念館管理運営経費、これについては500万円の繰り越しということで、これについては星野記念館内にあるメイン部分でございます星野劇場の映像を作成する業務でございます。現時点では「なみだ船」と「風雪ながれ旅」、いずれも北島三郎の歌で、2曲1セットで1時間ぐらいかけておりますが、この分の追加の事業でございます。それで、「おんなの宿」と「365歩のマーチ」ということでセットで500万円ということなんですが、「365歩のマーチ」というのが、現在、小金井市で「ツデーマーチ」というのをやっております。これは例年どおり実施されましたら5月に実施されますので、このイベントの事業を取り入れて、要するにセットをつくりたいということで繰り越しをかけた状態でございます。

それから、7款の土木費、2項の道路橋梁費、街灯管理費、これについては全額繰越ということでございます。交付金でございます。

それから、道路新設改良事業5,042万2,000円でございますが、これについては上浜道路と、それから山下浜木屋線ですか、この2カ所がございまして。上浜線については今、進捗率が33%、それから山下浜木屋線については41%の進捗率でございます。全体の事業費では8,592万6,000円のうち5,042万2,000円の繰り越しということでございます。

それから、3項の河川費、河川整備事業費、繰り越しが4,450万円のうち、これ2カ所ございまして小積川河川改修工事、これについては進捗率が38%、繰越分については450万円、それから小松開作地区の排水事業、これについては交付金で全額繰越ということで4,000万円。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 教育費関係でございますが、1項の教育総務費、これ5,514万8,000円組んでございますが、これにつきましては、昨年9月に耐震の2次診断の関係で補正を組ませていただきました。また、この3月にも補正を組ませていただいておりますが、9月分の3校分の耐震診断を予定しておりましたが、2校は完了、1校分が繰り越し、それから3月に補正いたしました2次診断分については、すべて全額繰越ということでございます。それから、2項、3項につきましても全額繰越ということでもあります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第50号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第51号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第52号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第49号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第49号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第50号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第51号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第52号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21．議案第53号

議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第53号周防大島町公営企業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） それでは、追加議案つづりの3ページをお願いしたいと思います。

議案第53号の周防大島町公営企業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

山口県内の自治体病院で公営企業法の全部適用を採用し、管理者を専任しているところは、光市と山陽小野田市でございます。先般、美祢市でも公営企業管理者を置くように、公営企業法の全部適用で改善していこうという答申が出たようでございますが、今のところこの3市でございます。

両市とも公営企業管理者には医師が就任されております。医療行政は厳しさを増し、大学当局

からの医師派遣打ち切り等の問題もありまして、今後の運営を考えますと、周防大島町公営企業局も医師を管理者とした体制とすることが最善の方策であろうというふうに考えておるわけでございます。

ただ、医師に管理者に就任していただいた場合、事務方の給与というわけにもまいりませんので、病院に勤務をいただいている医師と同様な給与保障をするために、この条例を新たに制定したいということでもあります。

内容につきましては、給料月額が第3条に定めてありますとおり、事務方が、今までのとおり公営企業管理者となった場合は、59万円ですが、医師がなった場合につきましては、その他の給与の種類といたしまして、第2条に管理職手当、扶養手当、調整手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び特殊勤務手当を支給するというものでございます。

支給につきましては、その管理職手当が給料月額の25%で、その他手当につきましては、一般職の職員の給与の条例に準じております。

なお、附則で、周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の第2条第3号中にありますが、「公営企業管理者」の次に「（医師である場合を除く。以下同じ。）」という一文を挿入したいということで、一部改正を行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、今、この公営企業管理者に御就任をいただくように打診をいたしておりますのは、平成20年4月に周防大島町公営企業局の顧問並びにやすらぎ苑の苑長に御就任をいただきました石原得博先生をお願いをしようとしているところでございまして、先生と話は進んでおります。

先生の御経歴でございますが、昭和20年の1月5日生まれ、まだ64歳でございます、出身は、柳井市の平郡でございます。山口大学の医学部を卒業され、山口大学で博士課程を修了し、後にアメリカに留学され、その後、山口大学で助教授、教授を歴任され、さらには山口大学の医学部長並びに山口大学の医学科長を歴任されておられます。退職後、周防大島町公営企業局の顧問に御就任をいただいたという経歴でございます、これからぜひともこういう厳しい医療環境の中で先生のような山口大学にも非常に影響力のある先生に御就任をいただきたいということで、この条例制定をぜひとも皆さんの御理解をいただきたいと思うわけでございます。

しかしながら、先生に4月1日というのには、ちょっとまだ条件が整っておりませんので、若干時間がかかるとは思いますが、できるだけ早く御就任をいただきたいということでございまして、御就任いただきましたら、また御報告をさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第53号周防大島町公営企業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22．同意第1号

議長（荒川 政義君） 日程第22、同意第1号周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 同意第1号周防大島町副町長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

副町長の任務は、地方自治法第167条に規定されておりますように、町長を補佐し、町長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督し、町長に事故あるときはその職務を代理するという、極めて重要な職務であります。

昨年11月から「幸せに暮らせるまちづくりを目指し、まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に」をモットーに町政を運営いたしております私にとりましては、新たな年度を迎えるに当たり、私が最も信頼し、かつ有能な人物を副町長に充て、周防大島町の振興発展にさらに邁進したいと考え、現総務部長の岡村春雄さんを副町長に選任することを決意いたしました。

岡村春雄さんは、お手元の資料にもありますように、昭和52年、旧大島町に入庁され、企画財政課長、総務課長を歴任し、合併後は産業建設部長、総務部長として町政発展に尽力し、その実績につきましては、既に皆様御承知のとおりであります。

任期は選任後4年であります。人格識見ともにごすぐれ、副町長として最適任でありますので、議会の御同意を賜りますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、これより、起立による採決を行います。同意第1号周防大島町副町長の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ただいま全員一致で同意することに決定されました岡村春雄君よりごあいさつをお願いいたします。岡村春雄君。

副町長（岡村 春雄君） このたびは、周防大島町副町長への選任同意に御議決を賜りまして、まことにありがとうございます。

責務の重大さに身の震える思いがいたしております。もとより浅学非才な私ではございますが、32年の行政経験を生かしまして、また議員の皆様方の御指導、御協力を賜りまして、椎木町長を補佐し、また町民の皆様方のために鋭意努力をしていく所存でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

・ ・

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成21年第1回定例会を閉会いたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。

午後0時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 今元 直寛

署名議員 広田 清晴

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員